

報告3 村上市地域公共交通計画別紙改定(案)

1 目的

「村上市地域公共交通利便増進実施計画」の計画期間満了に伴い、当該計画に含まれていた利便推進事業を「村上市地域公共交通計画」から削除するため、計画の改定を行うもの。

2 改定概要

削除対象事業：岩船巡回

3 調整事項

本改定案の記載内容については、以下の通り、国との調整に基づき修正が加わる可能性があります。

調整内容:国との協議結果により、本改定案の記載内容が変更される場合があります。

留意事項:正式な改定案は、今後の協議結果をもって確定いたしますので、ご承知おき願います。

4 今後の日程

本改定案につきましては、以下の日程で村上市地域公共交通活性化協議会にご報告し、ご審議いただく予定です。

開催時期:2月中旬

令和7年6月20日
令和8年 月 日

(名称) 村上市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

村上市の公共交通機関は幹線交通である鉄道、バスを中心として、市内広範に路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成されている。これらの公共交通は村上駅、村上総合病院や各高等学校など市内中心部へ結び、市民の日常生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかし、人口減少と自家用車の普及により公共交通利用者は減少を続け、市内を運行する路線バスは全路線が廃止代替路線となるなど、収益悪化による行政負担の増加をはじめ運転士不足による路線の維持など様々な問題が生じている。

また、高齢化の進展により高齢者の生活環境に合った交通モードへの需要が高まるなど、人口構造の変化に即した交通モードへの対応が求められている。

路線バスについては、高校生の通学手段として「北中線」の運行を確保するとともに、「まちなか循環」および「せなみ巡回」は市内中心部へ接続する重要な路線として、~~また、「岩船巡回」は、栗島浦村との唯一の交通手段である栗島汽船乗り場を市内中心部へ結ぶ重要な路線として、~~引き続き確保・維持する必要がある。

これらのことから地域公共交通確保維持事業により、これら路線を確保・維持し住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【村上市地域公共交通計画46～47頁(目的)、50～51頁(必要性)】

url: <https://www.city.murakami.lg.jp/site/kokyokostu-kyogikai/tiikikoukyoukoutukeikaku.html>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ①各系統の公的負担額を令和6事業年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。※令和7年度は、~~燃料費や労務単価上昇などにより行政負担額増路線が上昇する一方、バスの再編成により、北中線、岩船巡回で運行便数の見直し(日曜運行停止)を行うため経費の減少が見込まれる。~~行政負担額は燃料費や労務単価上昇により上昇する一方、北中線では令和7年度に行ったバス再編成による運行便数見直しのため減少が見込まれる。

| 系統 | 令和8年度 | (令和6年度実績) |
|------------------|--------------------|--------------|
| ・まちなか循環 | 1,210万円 | 1,086万円 |
| ・せなみ巡回 | 420万円 | 414万円 |
| ・北中線 | 3,080万円 | 3,183万円 |
| ・岩船巡回 | 2,430万円 | — |

- ②各系統の収支率を令和6事業年度(R5.10~R6.9)の実績を勘案して次のとおりとします。※令和7年度は、上記①の影響を考慮し北中線以外微増とした。なお、令和6年10月からの運賃改定(ゾーン制運賃導入)により、長大路線の北中線は最も影響を受けるため減少となる見込み。

| 系統 | 令和8年度 | (令和6年度実績) |
|------------------|------------------|--------------|
| ・まちなか循環 | 11.7% | 11.2% |
| ・せなみ巡回 | 12.2% | 11.4% |
| ・北中線 | 3.4% | 10.0% |
| ・岩船巡回 | 11.9% | — |

○各系統の1日当たりの平均利用者数を令和6年度（R5.10~R6.9）の実績を勘案して次のとおりとします。

| 系統 | 令和8年度 | （令和6年度実績） |
|-------------------|--------------------|--------------|
| ・まちなか循環 | 49人以上/日 | 46人/日 |
| ・せなみ巡回 | 18人以上/日 | 18人/日 |
| ・北中線 | 37人以上/日 | 34人/日 |
| ・ 岩船巡回 | 80人以上/日 | — |

【村上市地域公共交通計画 P66～67 参照】

（2）事業の効果

事業対象路線を維持することにより、沿線周辺の学生、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、鉄道などの広域交通、既存の路線バスと接続することで、効率的な運行体系が構築され、住民の外出促進および地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

平成31事業年度および令和6事業年度に、高齢者や車いす・ベビーカー利用者の利便性を高めるため、ノンステップバスを導入し、スロープや音声・液晶モニターによる案内機能を備えるなど、バリアフリー化を推進した。【村上市地域公共交通計画 P59 施策5】

また、令和7年度に市内民間バス事業者の路線全てを、本会が運営するコミュニティバスへ転換したのに合わせて「ゾーン制運賃」の導入、地図検索に対応したGTFS-JPの整備を行うとともに、村上駅との接続を考慮したダイヤ変更や通学の利便性向上を考慮した路線変更などを行い、利便性向上を図っている。【村上市地域公共交通計画 P56 施策2、P57 施策3、P61 施策7】

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「まちなか循環」、「せなみ巡回」、「北中線」及び「~~岩船巡回~~」は村上市地域公共交通活性化協議会が運行事業者に委託する路線であり、その運行に係る費用総額7,8004,190万円から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額3,9002,040万円を市負担額としている。

3,9002,040万円（市負担額）＝7,8004,190万円（運行費用総額）－700370万円（運賃収入）－3,2001,780万円（国庫補助金）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

| |
|---|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 表5を添付。 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 |

- ・令和4年6月28日 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和5年6月22日 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和6年3月6日 村上市地域公共交通計画改定案について協議
- ・令和6年5月13日 (書面開催) パブリックコメントを経て村上市地域公共交通計画案について合意
- ・令和6年6月18日 村上市地域公共交通計画別紙(令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画)について合意
- ・令和6年8月5日 村上市地域公共交通計画改定案及び村上市地域公共交通利便増進実施計画案について合意
- ・令和6年10月15日 (書面開催) 村上市地域公共交通利便増進実施計画の認定に伴い、地域公共交通計画別紙等の変更について合意
- ・令和7年2月19日 せなみ巡回、塩野町線及び大須戸線の運行計画変更(案)について合意
- ・令和7年3月11日 令和7年度 村上市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について合意
- ・令和7年6月20日 村上市地域公共交通計画別紙(令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画)について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

令和6年4月10日～30日の20日間、村上市地域公共交通計画改定案についてパブリックコメントを行った。路線バスについては交通事業者の運転手不足など環境が変化していく中で、いかに路線を維持していくかが課題となっているところ、バス利便性を高めてほしいという市民の要望や高齢者の交通手段の確保について他の交通手段とのバランスを図りながら利便性向上を図っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 新潟県村上市三之町1番1号

(所属) 村上市役所企画戦略課

(氏名) 須貝 直毅

(電話) 0254-53-2111

(e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。